

共済わかやま

KYOSAI WAKAYAMA

2024
4月

vol.64



食品ロスへの取り組みの一つとして「もったいない野菜マルシェ」のイベントに出店



UME-1フェスタでの様子



神島塾



様々な商品を開発

Contents

- P 2 ● 新しく組合員になられた方へ
- P 3 ● 短期給付事業
- P 5 ● 長期給付事業
- P 6 ● 貸付事業
- P 7 ● 令和6年度 保健事業
- P 11 ● 年金受給者の在職停止となる基準額が変わりました

- P 12 ● 「令和5年度末に扶養手当の受給を終了した者」を扶養している皆様へ/令和6年4月から介護保険の掛金率が変わりました/ぜひ一度使ってみませんか? マイナンバーカードの保険証利用
- P 13 ● 被扶養者の状況に変更はないですか?
- P 14 ● 公立学校共済組合の組合員種別
- P 15 ● ホテルアパローム紀の国 令和6年度利用補助事業のご案内
- P 16 ● 和歌山支部ホームページ/共済組合の主な年間スケジュール

公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条で、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定され、これに基づいて地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障制度、社会保険制度の一環であるといえます。

共済組合の財源

組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される掛金（短期・厚生年金・介護）と事業主（地方公共団体等）からの負担金です。

掛金とは…

報酬標準月額に基づいて算定し、毎月の給与から控除されます。

掛金の額は、給与支給明細書で確認できます。

新しく組合員になられた方へ

組合員証(健康保険証)が交付されます

公立学校共済組合に加入し、和歌山支部に「組合員資格取得届書」を提出すると「組合員証」が交付されます。組合員証は、組合員（加入者）であることを証明するものですが、公的な医療保険制度に加入していることを示す証明書（健康保険証）でもあります。医療機関等で診療を受けるときに必要なものですので、大切に保管してください。また、被扶養者に認定されたご家族がいる組合員には、「被扶養者証」も交付されます。



公立学校共済組合の3つの事業

組合員のみなさま

掛金
(保険料)

地方公共団体等の事業主

負担金

短期給付事業 (医療保険)

民間企業の健康保険に相当する事業のほか、休業や災害に関する給付を行っています。

P.3~4

長期給付事業 (年金給付等)

厚生年金、年金払い退職給付などを決定、給付する事業を行っています。

P.5

福祉事業

人間ドック、メンタルヘルス対策などの保健事業、貸付事業、病院・宿泊施設の運営を行っています。

P.6~10

和歌山支部の業務内容

- | | | |
|----------------------------|-----|---------------|
| ① 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項 | | |
| ② 被扶養者の認定に関する事項 | | |
| ③ 短期給付(医療)の決定及び給付に関する事項 | 給付班 | ☎073-499-7146 |
| ④ 第三者加害行為に基づく損害賠償の請求に関する事項 | | ☎073-499-7147 |
| ⑤ 国民年金第3号被保険者の届出代行に関する事項 | | |
| ⑥ 長期給付(年金)に関する事項 | | |
| ⑦ 掛金及び負担金の収納に関する事項 | | |
| ⑧ 標準報酬の月額及び期末手当等の額に関する事項 | | |
| ⑨ 福祉事業(保健・貸付)の運営に関する事項 | 経理班 | ☎073-499-7140 |
| ⑩ 和歌山宿泊所の経営に関する事項 | | |

短期給付事業

組合員や被扶養者のみなさまが公務によらない病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行なっています。

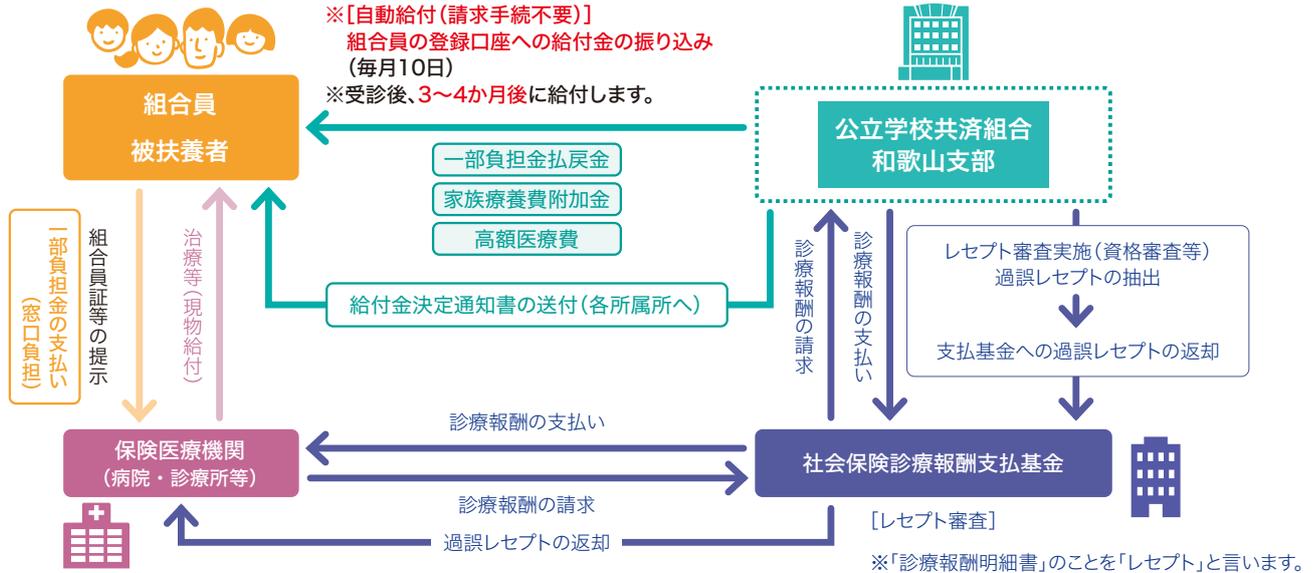


請求手続きをしなくても受けられる給付と、請求手続きが必要な給付があります。

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」= (法) と公立学校共済組合独自の「附加給付等」= (附) が、あります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

請求手続きをしなくても受けられる給付(自動給付)



自動給付…組合員資格取得時「組合員証等」の受領と同時に、当該給付金の請求行為等を「公立学校共済組合和歌山支部」と「一般財団法人 和歌山県教育互助会」に委任していただいています。(「委任状」の提出による)

◆ 組合員証(被扶養者証)を提示し、医療機関等で診療を受けたとき

(自己負担割合3割の場合)

組合員(被扶養者)の診療にかかった医療費のうち、7割は共済組合が直接医療機関等に支払います。

療養の給付(法) 家族療養費(法)

医療機関等の窓口で組合員証(被扶養者証)を提示することで、自己負担は3割で済みます。この窓口負担が一定額以上になったときは、高額医療費(法)や、

一部負担金払戻金(附) 家族療養費附加金(附)

を自動で給付します。



※負担割合は、所得、年齢等により一部異なります。

組合員

一部負担金払戻金(附)

被扶養者

家族療養費附加金(附)

一般的には、組合員又は被扶養者(同一人)が、同一月に同一保険医療機関等において、診療を受けた際の自己負担額の合計が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円)を超えるとき、自己負担額から25,000円を控除して得た額(100円未満の端数切り捨て)を給付します。

組合員・被扶養者

高額医療費(法)

○70歳未満の場合

医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分を高額療養費として給付します。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額	区分
(83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【※多数回該当 140,100円】	㊦
(53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【※多数回該当 93,000円】	㊥
(28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【※多数回該当 44,400円】	㊤
(26万円以下)	57,600円【44,400円】	㊤

※多数回該当とは、療養のあった月以前の12か月以内に高額療養費を給付している月が3か月以上ある場合。

～医療費が高額になりそうなときは**限度額適用認定証**の交付を受けましょう!～

70歳未満の組合員及び被扶養者が、入院等により、ひと月、同一医療機関あたりの医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に所属所を通じて共済組合へ「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。**(特に県外の医療機関等を受診(入院等)される場合は、必ず申請を行ってください。)**

この証を組合員証等と併せて医療機関等に提示することにより、窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、『限度額適用認定証』がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

最終自己負担額に変わりはありませんが申請すると窓口で支払う負担が軽減します。



【例】総医療費100万円の場合▶標準報酬月額440,000円 区分㉠ (28万円～50万円) ※左下の「高額医療費算定基準額」表参照

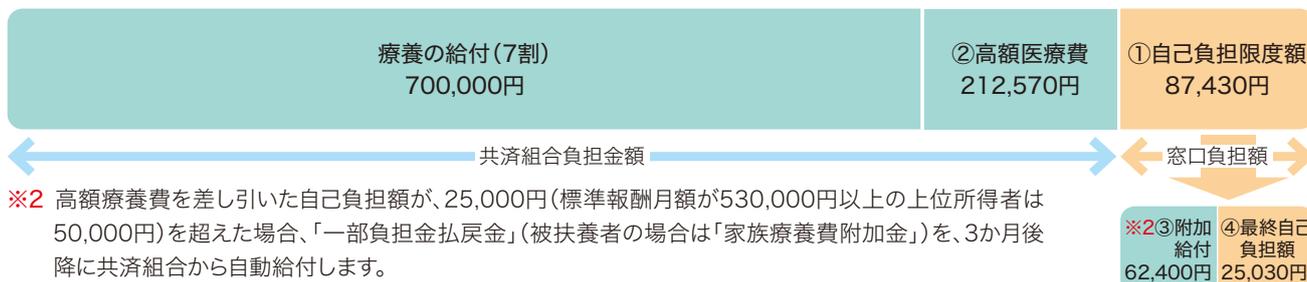
- ①自己負担限度額(窓口負担額) $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ 円
- ②高額療養費 $300,000 - 87,430 = 212,570$ 円
- ③一部負担金払戻金又は家族療養費附加金 $87,430 - 25,000 = 62,430$ 円(100円未満端数切り捨て)▶62,400円
- ④最終自己負担額 $87,430 - 62,400 = 25,030$ 円

★限度額適用認定証を使用しない場合



※1 限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、自己負担限度額を超えた額については、3か月後以降に共済組合から「高額療養費」として「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)と一緒に自動給付しますので、最終的な負担金額は変わりません。

★限度額適用認定証を使用した場合



※2 高額療養費を差し引いた自己負担額が、25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の上位所得者は50,000円)を超えた場合、「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)を、3か月後以降に共済組合から自動給付します。

「限度額適用認定証」について、有効期限が切れたものや、有効期限が切れていなくても必要がなくなった場合は、速やかに共済組合にお返しください。

請求手続が必要な主な給付(請求後に給付されます)

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて所属所を経由し、和歌山支部へ提出してください。

給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。

制度の詳細、支給要件、請求手続などについては、和歌山支部のホームページや広報誌をご覧ください。

🏠 病気になったとき

療養費(法) (家族療養費)(法)	やむを得ない理由で組合員証(被扶養者証)を使わず医療費の全額を支払ったとき
移送費(法) (家族移送費)(法)	症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

👶 出産したとき

出産費(家族出産費)(法) 同附加金(附)

👤 死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料)(法) 同附加金(附)

💰 休業し、給与が減額されたとき

傷病手当金(法) 同附加金(附)	公務によらない病気やけがで休職したとき
出産手当金(法)	出産に伴い休業したとき
休業手当金(法)	家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき
育児休業手当金(法)	育児休業したとき
介護休業手当金(法)	介護休業したとき

雇用保険法に基づく育児休業給付金・介護休業給付金を受けるときは支給されません。

🔥 災害にあったとき

災害見舞金(法)	非常災害で住居や家財に損害を受けたとき
弔慰金(法) (家族弔慰金)(法)	非常災害で死亡したとき

(一般組合員向け)

短期組合員(臨時的任用職員、週20時間以上の非常勤職員)は共済組合年金適用では無く、日本年金機構の第1号厚生年金加入となります。

長期給付事業

組合員の老齢(退職)、障害、死亡に対し、年金や一時金の支給を行います。

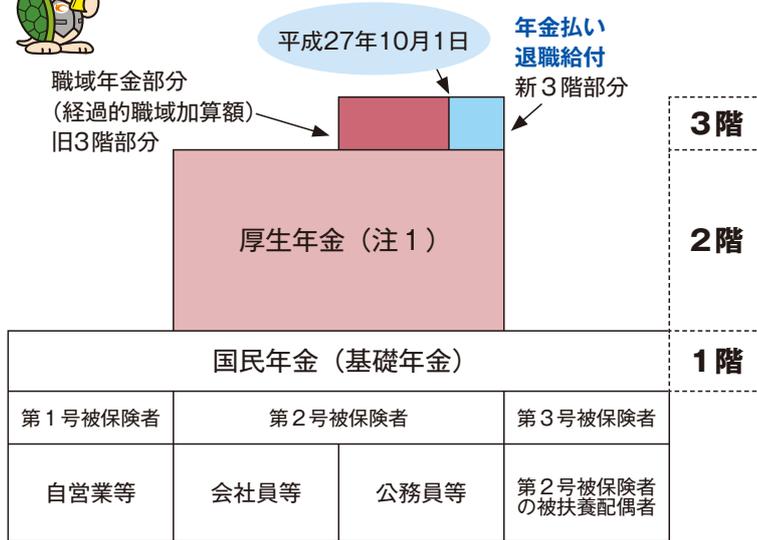
詳しい説明は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ内、「和歌山支部について」の退職サポートブックのP19～P51を参照してください。



公的年金制度



公的年金制度は、「国民年金(1階)」と「厚生年金保険(2階)」により構成されています。また、公務員独自の給付となる「年金払い退職給付(3階)」の年金があります。



被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者(加入者)は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。公立学校共済組合員(一般組合員)は(3)となります。

- (1) 一般厚年被保険者
民間会社員
- (2) 国共済厚年被保険者
国家公務員
- (3) 地共済厚年被保険者
地方公務員
- (4) 私学共済厚年被保険者
私立学校教職員

◆ 厚生年金保険給付(2階部分)

老齢厚生年金 … 退職後の所得を保障するために支給される年金です。

障害厚生年金 … 組合員である間の傷病により、一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

障害手当金 …… 組合員である間の傷病により、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い障害状態となったときに支給される一時金です。

遺族厚生年金 … 組合員が死亡したときに、遺族の生活を保障するために支給される年金です。

※年金加入記録は、ねんきん定期便や地共済年金情報Webサイトでご覧いただけます。

◆ 年金払い退職給付(3階部分)

年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)は、公務員の退職給付の一部として支給される年金です。

退職年金 …… 退職時まで積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される年金です。給付の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。

公務障害年金 … 公務による傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

公務遺族年金 … 公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給される年金です。

— 旧3階部分と新3階部分の経過概要 —

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過的職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。

受給権が発生する年金のイメージ図





費用・利便性・安心の面で選ばれています

費用

- ◆連帯保証人や担保の設定がなく、保証料等の**初期費用は無料**です。
- ◆お申込みや繰り上げ返済に係る**手数料等は無料**です。

利便性

- ◆ご返済は給与控除による**自動返済**
- ◆ボーナス併用返済も選択可能
- ◆一部・全部繰上げ返済も可能
- ◆原則、職場で手続きが完了

安心

- ◆育児休業・介護休暇中の返済を猶予可能

種類	お借入れ事由	お借入れ限度額	利率年利 ^(※)	返済期間
一般貸付け	組合員が臨時に必要なとする資金	200万円	1.32%	120回以内
住宅貸付け	組合員が住宅の新築やリフォームなどをするため、または住宅の敷地を購入するための資金	1,800万円		360回以内
教育貸付け	組合員やその被扶養者などが学校教育法で規定する小・中学校・高校・大学等の教育機関に入学または修学するための資金	550万円	1.06%	250回以内
介護構造貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築やリフォーム等をするための資金	300万円		360回以内
災害貸付け	組合員またはその被扶養者が非常災害等を受けたため必要とする資金	200万円	0.99%	120回以内
住宅災害貸付け	組合員の住宅または敷地が非常災害等により被害を受け、新築等をするための資金	1,900万円		360回以内

[注意]

- ※1 他にも医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け等があります。
- ※2 貸付利率には、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含んでいます。貸付金保険料充当金とは、民間ローンにおける「保証料」に該当します。当共済組合では、貸付けに際し、担保(連帯保証人や抵当権設定等)を求めない代わりに貸付保険に加入しています。この保険料の一部をご負担いただきます。
- ※3 貸付利率は金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。
- ※4 臨時的任用職員、再任用職員等は「特別貸付け」のみ利用できます。(P.14を参照してください。)

貸付け申込時の注意

1 貸付申込時の添付書類に「直近の給与明細書(写)」が必要です。

貸付額算定の基準である「給料月額」を確認するために、貸付申込書(全種別、貸付金額に関わらず)に添付する書類として「直近の給与明細書(写)」が必要です。

2 やってはいけないこと

資金計画をたてない借入れが、自己の返済能力を超える借入れの大きな原因になりますので、絶対ないようにしましょう。



このような償還猶予制度があります。
次の事由に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
住宅または住宅の敷地が水震災火災その他の非常災害により損害を受けたとき (ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。)	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき(注1)	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金(公務または通勤災害における)
配偶者同行休業(注2)の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内 (3年を限度とする。)

注1: 借受人の方が、傷害または疾病により就業傷害状態となった場合に、貸付金の返済金相当金額を補填する「債務返済支援保険」の制度があります。
注2: 海外に赴任する配偶者に同行するための休業

保健事業

データヘルスの実施

平成25年度に国が閣議決定した「日本再興戦略」により、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。当支部においてもレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を平成27年度から開始しています。平成27年度から平成29年度の3年間実施してきた「第1期データヘルス」、2018年度から2023年度までの6年間に渡り実施する「第2期データヘルス」が終了し、今年度から「第3期データヘルス計画」が始まります。より効果的な保健事業を実施していきますので、組合員の皆さまの参加・活用をお願いします。

データヘルスとは 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することです。



特定健診等事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間	自己負担	受診方法
特定健康診査	内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診を指定医療機関において実施する。 ◆検査内容 ・質問票(服薬、喫煙歴等) ・身長、体重、BMI・腹囲 ・脂質検査・血糖検査 ・肝機能検査・検尿 (以下は医師が必要と認めた場合) ・心電図・貧血検査・眼底検査	実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる組合員	4月～2月	なし	事業者(各教育委員会等)が実施する定期健康診断を受診する。
		実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる被扶養者・任意継続組合員とその被扶養者	6月中旬～2月	ドックの額に含む	共済組合が実施する人間ドックもしくは脳ドックを受診する。
特定保健指導	特定健康診査の結果を階層化し、それぞれの状態に応じた指導を指定の機関において実施する。	生活習慣病のリスクが出始めた段階の方(動機付け支援) 生活習慣病のリスクが重なった段階の方(積極的支援)	4月～3月	なし	共済組合が発行する利用券と組合員証を持参し、指定の機関で指導を受ける。

特定健康診査とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳(誕生日の前日まで)の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

■ 組合員(ご本人)は

勤務先の学校等で行っている定期健康診断や当共済組合が実施する人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますので、受診券の発行はしませんが、被扶養者の方々は、各医療機関で受診していただくことになります。

共済組合は個人の生活習慣や、その改善に関する基本的な情報を受診者に提供し、その後の保健指導につなげるため、法律に基づき健康診断の健診記録を事業主から提供を受けることになります。なお、記録については、公立学校共済組合個人情報保護規程等に基づき、適切な管理を行います。

特定健康診査を受診した組合員に対し、日常生活での健康管理に役立つ個別健康情報冊子を順次配付する予定にしております。(共済本部が契約する委託会社への業務委託により作成)

■ 短期組合員・被扶養者の方は

被扶養者の方への受診券は7月上旬にご自宅住所に被扶養者の方あてにお届けする予定にしておりますので、お手元に届いた際には、特定健康診査を受診してください。

- ・受診は無料です。(特定健康診査項目に限る。) ・受診の際は、「特定健康診査受診券」と「被扶養者証」が必要です。
- ・受診券の有効期限は、令和7年1月31日までです。

なお、今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている方は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、当支部までお送りください。また、**昨年度は短期組合員にも受診券を発行しましたが、短期組合員のほとんどの方が職場の健診を受けられるということがわかりましたので、今年度は短期組合員に受診券は発行しないこととなりました。**

ただし、希望される方については受診券を発行いたしますので、必要な方は公立学校共済組合和歌山支部までご連絡ください。

特定保健指導とは

組合員、被扶養者の特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い方に対して、保健師等のアドバイスのもと、生活習慣改善のための取り組みを行っていただくものです。まずは保健師等と面接を行い、生活習慣改善プログラムを実施していただき、6ヶ月後に改善状況の評価を行います。

- ・対象となる方には「特定保健指導利用券」を順次送付します。
- ・当支部では、保健師等が対象者にご案内の上、勤務先等に出向いて面談を行う個別訪問型の特定保健指導を実施する予定です。

健診事業

★詳しい事業案内は、4月初旬に所属所宛て「令和6年度保健事業の実施について」で通知しています。

事業名	内容	様式及び締切日
人間ドック	60歳3日コース 近畿中央病院で、2泊3日の検査 自己負担金 13,000円(参考価格 73,000円) 募集人員 260名 募集人員を超える場合は抽選とし、外れた場合は1日コースの受診 対象者 当該年度に定年退職予定の組合員・当該年度に60歳の組合員(ただし前年度に60歳3日・1日コースを受診した者は対象外)	様式 様式第1号／第1号-2 締切 5月10日必着
	60歳1日コース 指定医療機関及び近畿中央病院で、1日の検査 自己負担金 10,000円(参考価格 54,000円) 募集人員 指定年齢対象者 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内に指定年齢(35歳、40歳、43歳、45歳、46歳、49歳、50歳、52歳、53歳、55歳、58歳、61歳、64歳)に達する組合員及び短期組合員(赤字の年齢は新設) ※65歳以上75才未満の組合員は別途「令和6年度健診事業(人間ドック)の受診該当者について」通知を参照 ・前年度に人間ドック3日・60歳3日・60歳1日コースを受診している者を除く(ただし、令和6年度に50歳・53歳に達する者については前年度に1日コースを受診している場合でも令和6年度内の受診は可とする) ・3日コースを希望しない当該年度内定年退職予定者 ・当該年度に60歳の組合員 	様式 様式第2号／第2号-2 締切 5月10日必着
若年ドック	指定医療機関において、1日の検査 自己負担金 6,000円(参考価格 48,000円) 募集人員 600名 ※脳ドックとの重複申込不可 対象者 39歳以下の組合員(短期組合員含む)(1日コース対象者を除く。)	様式 様式第3号 締切 5月10日必着
脳ドック	指定医療機関及び近畿中央病院において脳の1日の検査 自己負担金 10,000円(参考価格 51,000円) 募集人員 600名 ※若年ドックとの重複申込不可 対象者 組合員及び短期組合員(1日コース対象者を除く。) ただし、人間ドック該当者及び脳ドックを受診してから1年間は対象外	様式 様式第4号 締切 5月10日必着
乳がん検診	指定医療機関において、乳房の検査 自己負担金 3,000円(参考価格 9,000円) 募集人員 700名 対象者 女性組合員(短期組合員含む) ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外	様式 様式第5号の(1) 締切 6月7日必着
子宮がん検診	指定医療機関において、婦人科の検査 自己負担金 2,000円(参考価格 7,000円) 募集人員 700名 対象者 女性組合員(短期組合員含む) ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外	様式 様式第5号の(2) 締切 6月7日必着
セルフケアドック	公立学校共済組合和歌山支部が計画する健診事業内容を指定医療機関において自費で受診する。 自己負担金 全額自己負担 募集人員 希望者 対象者 人間ドック1日コースにおける指定年齢対象者外及び他の健診種別において抽選で外れた者	様式 様式第6号 ※随時受付
歯科健診	和歌山県歯科医師会に加入する医療機関において、歯科の検査 自己負担金 なし 募集人員 指定年齢対象者 ※全ての健診と重複申込可 対象者 当該年度内に指定年齢(25歳、30歳、35歳、45歳、55歳)に達する組合員(短期組合員含む)	様式 様式第15号 締切 5月31日必着

健康づくり事業

組合員とその被扶養者を対象に、健康づくりセミナーをオンライン及び集合型で開催します。セミナー

生活習慣病対策健康セミナー

生活習慣病対策や健康意識向上をテーマにしたセミナー

実践型健康運動セミナー

健康維持と健康意識の向上をテーマにした実践型運動セミナー

開催予定

- ・ 8月5日(月) 和歌山会場
- ・ 8月6日(火) 田辺会場

健康づくりセミナー

飲酒・禁煙等及び女性に関するセミナー

各種補助事業

各種補助事業、
ご利用ください。

事業名	内容	申込方法等													
指定宿泊施設利用補助	本人及び家族(3親等以内の親族)が保養等を目的として指定する施設を利用した場合、利用料金の一部を補助 ※公務による出張では、使用できません。	宿泊等利用補助券発行システムにより利用券を発行													
	令和5年度から、アバローム紀の国・湯処むろべの宿泊補助も利用補助券が必要となります。和歌山支部ホームページ(組合員専用ページ)から利用補助券発行システムにより、利用券を発行してください。 ※組合員専用ページは本誌の最終ページを参照してください。 利用回数は本人及び家族(3親等以内の親族)を含めて、年度間12回(枚)までとなりますが、補助利用対象となるすべての施設で家族(3親等以内の親族)の補助も対象となります。 例)3親等以内の家族が5人で利用した場合は5回(枚)の利用補助券の使用が可能です。 ※本人が利用しない場合でも家族のみで宿泊した場合も利用補助券の使用が可能です。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助内容</th> <th>補助額(1人1泊につき)</th> <th>手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテルアバローム紀の国</td> <td>宿泊</td> <td rowspan="2">2,000円</td> <td rowspan="3">宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む</td> </tr> <tr> <td>湯処むろべ</td> <td>宿泊(素泊まりは除く)</td> </tr> <tr> <td>県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設</td> <td>宿泊</td> <td>(1人1泊につき)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等	ホテルアバローム紀の国	宿泊	2,000円	宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む	湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)	県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	(1人1泊につき)	
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等											
ホテルアバローム紀の国	宿泊	2,000円	宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む												
湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)														
県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	(1人1泊につき)													
※任意継続組合員は【本人のみ】年間6回。手続きは和歌山支部 経理班にお申込みください。															
アバローム紀の国 25周年記念 婚礼利用補助	アバローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、料金の一部を補助 1人250,000円(1組につき、新郎側250,000円、新婦側250,000円、最高500,000円) 対象者 組合員又はその子	様式第8号により、アバローム紀の国へ提出													
アバローム紀の国 25周年記念 食事等補助	25周年を記念してアバローム紀の国が提供する、食事等を利用した場合、2,000円を補助(食事単価が4,000円(税別)以上、テイクアウト商品合計が5,000円(税別)以上の場合とし、年度間1人1回を限度とする。) 対象者 組合員	直接施設に申込													
アバローム紀の国 食事等利用補助	アバローム紀の国の提供する、食事等を利用した場合1人1回1,000円を補助(食事単価が3,000円(税別)以上、テイクアウト商品単価が2,000円(税別)以上の場合とし、年度間1人5回を限度とする。) 対象者 組合員	直接施設に申込													
アバローム紀の国 婚礼準備及び法要補助	アバローム紀の国で婚礼準備として顔合せ、結納、前写し等または法要を行った場合に利用金額の20%(上限20,000円)を補助 対象者 組合員(婚礼準備の場合は、組合員又はその子)	直接施設に申込													
アバローム紀の国 おせち料理利用補助	アバローム紀の国の企画するおせち料理を購入した場合、料金の一部を補助 対象者 組合員	直接施設に申込													
ライフプランセミナー	組合員とその配偶者を対象に、生活設計や資産運用をテーマとしたセミナーを集合型オンラインで開催。集合型は、7月22日(月)和歌山会場、7月23日(火)田辺会場にて開催 対象者 組合員とその配偶者	後日募集 (所属所あてに通知します。)													
予防接種補助	医療機関等で、年度内に、予防接種法に基づく「定期接種」「任意接種」のワクチン接種を受けた組合員本人に対しその費用の一部(上限2,000円)を補助する。ただし、年度間1回の請求とする(複数の請求書を1度に申請することは可) 例)インフルエンザ・風疹・麻疹・子宮頸がんワクチン等 対象者 組合員	様式 様式第14号 締切 2月10日必着													

※組合員(短期組合員を含む)

皆様のご参加
お待ちしております。

の詳しい募集案内は後日、所属所宛て通知します。皆様のご参加お待ちしております。

オンラインメンタルヘルス相談窓口

オンラインでの相談窓口を設置

メンタルヘルス健康図書配付

メンタルヘルスに関する冊子を、新規採用職員に配付

ストレス相談

相談希望者がメンタルヘルスカウンセラーとの個別面接相談

お気軽にご相談ください

相談は無料です

新型コロナウイルス感染症対策により、生活の変化や行動制限は私たちに大きなストレスをもたらしています。感染症への恐怖や不満、経済的な行き詰まりなどの不安が蓄積され、こころの不調となりますが、自分では気づきにくいため見過ごされ、放置されがちです。悩みごと・心配ごとは一人で抱え込まず、相談してください。

教職員電話健康相談24

健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が対応

24時間 やさしく
通話料無料 0120-24-8349

- 相談料無料
- 一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者 組合員・組合員の被扶養者

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士が対応

介護 ござい
通話料無料 0120-515-579

- 電話による無料相談
- 月～金曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者 組合員・組合員の被扶養者

電話・面談メンタルヘルス相談

心の健康管理支援を目的に、臨床心理士が対応

悩みに向く
通話料無料 0120-783-269

- 電話による無料相談(回数制限なし)
- 月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1人1回20分程度

- 面談によるカウンセリング(年間5回まで無料)
- 月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回50分程度
- 面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

●対象者 組合員・組合員の被扶養者

Web相談(こころの相談)

Web上で24時間相談を受け、臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

URL <https://www.mh-c.jp/>

- 相談回数制限なし
- ログイン番号 783269
- 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答
- 対象者 組合員・組合員の被扶養者

近畿中央病院メンタルヘルス相談

心療内科の医師、臨床心理士が心の悩みについて面談相談を実施

通話料無料 072-781-3712 (内線244)

- 平日 13:00～17:00
- 対象者 組合員・組合員の被扶養者

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患相談を中心とした女性向けサービスの提供

女性医師 ござい
通話料無料 0120-215-579

- 相談料無料・予約制
- 月～土曜日 10:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者 組合員・組合員の被扶養者 ※利用対象者は女性のみ

近畿中央病院セカンドオピニオン相談

病院に入院・通院中の方が、診療方針について別の医師の意見を聞きたい場合に相談できます

通話料無料 072-781-3712 (代表)

- 平日 8:30～17:15
- 対象者 患者本人・患者家族が組合員・患者家族が組合員の被扶養者



「福祉保険制度」の手続き期間は毎年6～7月です。
所属所(学校等)あてにお名前入りの資料をお届け
しますので、ご確認をお願いします。(新規採用者も含まれます)

福祉保険制度

「福祉保険制度」は長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を保管するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入が減少する部分を補完することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補完することができます。



特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、闘病資金を確保することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくり
サービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、各種サービスを受けることができます。

「福祉保険制度」は退職(組合員資格喪失)後も継続可能です(傷病休職給付金を除く)。手続き資料は、6月～7月頃所属所あてに送付予定です。制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

年金受給者の在職停止となる 基準額が変わりました



在職停止とは 年金受給者(老齢給付)が、共済組合員として在職しているときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、「賃金」と「年金」の額により、年金の一部または全額が支給停止される制度です。

支給停止額の計算方法

〈計算式〉令和6年4月1日～

(賃金の月額+年金の月額) > 基準額 : 50万円 (※令和6年度額)

$$\text{年金の支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額}) + (\text{年金の月額}) - 50\text{万円}\} \times 1/2$$

※賃金の月額 : 標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の12分の1の額

※年金の月額 : 日本年金機構や私学共済等が支給する年金も含めた老齢厚生年金の月額。

〈改正前〉

令和6年3月31日まで

基準額 : 48万円

〈改正後〉

令和6年4月1日から

基準額 : 50万円

※共済組合から支給の年金のうち、経過的職域加算額(旧3階)は、共済組合員(一般組合員)として在職中、全額支給停止となります。



RIZAP
トレーナーが伝授

公立学校共済組合和歌山支部×RIZAPコラボ
動画付き特別コラム

寝ながら簡単! 美脚・美尻トレーニング

内ももの隙間、きゅつと上に向けたヒップを作り上げてくれるのは、
太腿の裏側の筋肉やお尻の筋肉です。
理想の身体を目指していくために、
ぜひ今回ご紹介するトレーニングを普段行っている運動にプラスし、
さらにメリハリのある体を作り上げていきましょう!

『ヒップリフト』



Step 1

手のひらを床について体を安定させます。足幅は腰幅よりやや広め、足の裏は床について膝を90度くらいに立てましょう。

Step 2

上半身にできるだけ力を入れず、お尻の筋肉を締めるように腰を持ち上げて1~2秒キープ。肩から腰までのラインが一直線になるようにしましょう。



Step 3

ゆっくり腰をおろしましょう。

▶ Point!

腰は反らないように、一定のスピードでゆっくり呼吸をしながら行いましょう。



美脚・美尻
ポイント!

下半身の筋肉は全身の6~7割を占めるため、普段から動かしていれば基礎代謝も上がり、全身の脂肪を燃焼しやすくなっていきます。そして、ヒップリフトのようなお尻の筋肉や腿の後ろの筋肉を鍛えることで、猫背や反り腰といった姿勢も改善されていきます。下半身の筋肉を正しく使えるようになると全身のスタイルアップにつながるということです。

正しく鍛えて理想の美脚・美尻に近づいていきましょう!

知っておきたい筋肉 BEST 3!

- 1 大臀筋 (お尻の筋肉)
- 2 ハムストリングス (腿の後ろの筋肉)
- 3 腸腰筋 (太腿の付け根の筋肉)

下半身のスタイルにお悩みの方の多くは、上記3つの筋肉が衰えて硬くなってしまっています。

主な原因は運動不足や正しい姿勢を保てていないことです。デスクワークやヒールを履く機会が多い方は特に感じているのではないのでしょうか。

まずはこれらの筋肉を鍛え、普段から意識して正しい動かし方が出来るようになるだけでも、十分美脚・美尻に近づけます。可能な方は、デスクワーク中長時間座りっぱなしにならないように、時々立って体を動かしたり、ヒールをスニーカーに変えるだけでも、下半身のスタイルに変化が起こります。

ぜひ、日常的な動作から3つの筋肉を意識してみましょう!



「令和5年度末に扶養手当の受給を終了した者」を扶養している皆様へ

- (1) 被扶養者が、平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの方は、前年度末で扶養手当の受給が終了となります。
 (2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。

区分	理由
継続認定申出 (認定区分の変更)	・ 大学(院)、各種・専修学校等の学生等で就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
普通認定	・ 負傷その他の理由により就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
↓	・ 配偶者が就労していない又は収入(アルバイト等)が認定所得限度額内しか得ることができないため
特別認定	・ 義務教育未修者のため

手続時期

令和6年6月以降、前年の「所得証明書」が住所地の市区町村で交付されるようになってから、速やかに「被扶養者継続認定申出」を行ってください。(令和6年7月8日(月)必着)

変更

令和6年4月から介護保険の掛金率が変わりました

令和6年4月から介護保険の掛金率は引下げられました

(40歳以上65歳未満の組合員が対象です。)

現行(令和6年3月まで)

8.00 / 1000

改定後(令和6年4月から)

7.96 (-0.04) / 1000

〈例〉掛金率の改定による掛金額

標準報酬月額 41万円
 標準期末手当等 80万円

介護保険		令和6年3月まで	令和6年4月から	負担額の差
		標準報酬月額からの介護掛金額(月額)	3,280円	3,263円
	標準期末手当等からの介護掛金額	6,400円	6,368円	-32円

令和6年4月からの事業ごとの掛金(保険料)率は以下になりました

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に係る掛金(掛金率7.96)を併せて負担していただきます。

短期給付事業①	46.6	長期給付事業	厚生年金保険	91.5
福祉事業②	1.41		年金払い退職給付	7.5
短期(①+②)	48.01			

健康保険証をお使いの皆さまへ

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定検診などの情報が医療・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。



トップページ

マイナンバー
カードコーナー



被扶養者の状況に 変更はないですか？



被扶養者に関する次のような手続きが発生します。今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告（被扶養者証の返納）を行ってください。



認定取消後、被扶養者証で受診したときこんな問題が…

被扶養者の認定取消を遡って行った場合、認定取消日以降、被扶養者証の回収日（「被扶養者取消申告書」の所属所受付日）前の受診に係る医療費等について、組合員に返還していただくこととなります。

	取消事由	取消日	添付書類
①	就職した場合 (パート等で勤務し、扶養手当の受給者であるが、「健康保険証」を交付されたときも含む)	他の健康保険に加入した日	●健康保険証(写)
②	パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の初日	●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ・雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書 ・上記を提出できない場合は、給与明細書(写) ・雇用契約書(写)等
③	パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上の賃金等の支払日の翌日	
④	パート・アルバイト等の雇用契約書等で、年額130万円(月額108,334円)以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	注) 給与明細書等の紛失等に替わる書類として、通帳の(写)は不可
⑤	60歳以上の者の収入が、年額180万円以上となった場合	該当取消日参照 年金等の改定額通知書を受領した日(該当者のみ)	●公的年金等の年金額決定(改定)通知書(写) 該当添付書類(該当者のみ)
⑥	個人年金受給見込額130万円以上	年金の受給日	●個人年金支払金額通知書(写) (支払開始日と年額が記載されたもの)
⑦	事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている) 又は、郵送の場合は申告日	●確定申告書及び収支内訳書等(写) (控除対象となる「必要経費」は和歌山県扶養手当の認定基準に準じる)
⑧	雇用保険を受給した場合 (日額3,612円以上)	その支給開始日	●雇用保険受給資格者証(写)
⑨	主たる扶養者を変更した場合	扶養事実の消滅した日 (配偶者が主たる扶養者となった日)	●両者が公立学校共済組合和歌山支部組合員の場合…不要 ●配偶者が公立学校共済組合和歌山支部組合員でない場合…扶養替の事由が確認できる書類(写) ・配偶者の健康保険認定後の「被扶養者証」(写)等
⑩	離婚した場合	協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日	●戸籍抄本(写)
⑪	同居を要件とする者が別居した場合	組合員と別居した日	●住民票謄本(写) (組合員と別居した日が記載されたもの)
⑫	死亡した場合	死亡した日の翌日	●死亡日を確認できる書類(写) ●戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写) 「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は添付不要

注1) ②③④で、60歳以上の場合、公的年金の額を含む年額は180万円、月額は15万円に読み替える。

注2) 取消申告の際は、添付書類が揃ってから提出してください。

公立学校共済組合の組合員種別

任用形態の違いにより、一般組合員と短期組合員に分かれます。
(2月の期間を超えて使用されることが見込まれない者は組合員となれません。)

- 任期の定めのない常勤職員
- 再任用職員（フルタイム）
- 任期付職員（フルタイム）
- 会計年度任用職員
(フルタイム以上に勤務する者が
13月以上雇用されたとき)

- 臨時的任用職員
 - 会計年度任用職員[※]
 - 再任用短時間職員[※]
 - 任期付短時間職員[※]
- ※(所定勤務時間が週20時間以上かつ
報酬月額8万8千円以上等)

一般組合員

- 短期給付（医療保険）
- 福祉事業
- 長期給付（年金）

全て公立学校共済組合の適用

短期組合員

- 短期給付（医療保険）
- 福祉事業

公立学校共済組合の適用

- 長期給付（年金）

日本年金機構の適用

※短期組合員は、長期給付(年金)の適用が共済組合ではなく日本年金機構となります。

令和6年度

利用補助事業のご案内

25周年の利用補助をご案内申し上げます。

たくさんのご利用お待ちしております。

婚礼

25周年記念 婚礼利用補助



組
子

最大50万円補助



組合員又はその子がアバローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、一家族につき250,000円を補助。

婚礼準備及び 法要補助

法要 婚礼準備

組

組合員がアバローム紀の国で婚礼準備として顔合わせ、結納、前写し等または法要を行った場合、利用金額の20%を補助。(最大20,000円)

※婚礼準備の場合はその子も該当します。

子

レストラン利用割引 10%OFF

組合員証及び被扶養者証を提示すると総額から10%割引となります。

組 被



25周年のイベントについて公式LINEで随時ご案内!!



友達登録でお得な情報をGET!!

新規登録で300円クーポンプレゼント

食事

25周年記念 食事等利用補助

組

25周年を記念して組合員がアバローム紀の国の提供する食事等を利用した場合、2,000円を補助。
※食事単価が4,000円(税別)以上、テイクアウト商品が合計5,000円(税別)以上の場合。※1人1回を限度とします。

食事等利用補助

組

組合員がアバローム紀の国の提供する食事等を利用した場合、1,000円を補助。
※食事単価が3,000円(税別)以上、テイクアウト商品が合計2,000円(税別)以上の場合。
※1人5回を限度とします。

おせち料理 利用補助

組

組合員がアバローム紀の国のおせち料理を購入した場合、2,000円を補助。
※年度内1回を限度とします。

指定宿泊施設 利用補助

宿泊

組 家

組合員または家族(3親等内)が保養等を目的として宿泊する場合、2,000円を補助。(任意継続組合員も含む)
※年度内に12回(枚)まで(本人・家族(3親等)を含む)、任意継続組合員は本人のみ6回(枚)までとします。

対象者マーク

- ・組合員本人… 組
- ・組合員のご家族(3親等内)… 家
- ・組合員の被扶養者… 被
- ・組合員の子… 子



公立学校共済組合和歌山支部



HOTEL AVALORM KINO-KUNI
ホテルアバローム 紀の国

●お問い合わせは、
ホテルアバローム紀の国まで TEL.073-436-1200
〒640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2 <https://www.avalorm.com>

和歌山支部ホームページをご活用ください

組合員の皆様が病気やケガ等で給付を受けたいとき、年金を請求するとき、共済の宿泊施設を利用するときや、健康セミナーを受けたいとき等々、そうしたときには種々の手続を行う必要があります。でも、毎日のように行うものではありませんし、初めて行う手続もあることから、いつでもどんな書類を準備・提出すればよいのかわからないことがあります。そうしたときには、支部ホームページをご覧ください。

どんな手続をとればよいのかわからない場合、まず、「こんなときガイド」・「手続きナビ」を見てください。あなたに必要な手続がわかります。

公立学校共済組合のWEBサイト ▶
<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/>

組合員専用ページ
 とるべき手続を知っているけれど、「様式・記入例」がお手元がない場合、入手できます。
ログイン方法 ユーザー名:組合員証番号
 パスワード:W(大文字)+@+生年月日(西暦)
 例:1900年1月1日生まれの場合 W@19000101

健康管理事業
 健康相談事業・健診事業・健康セミナー等宿泊施設を利用するとき
 介護講座、ライフプランセミナー
 宿泊施設補助等リフレッシュするとき

全国の公立学校共済組合の宿泊施設(公立共済やすらぎの宿)
 組合員およびご家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹)は、**組合員料金**でご利用いただけます。
「やすらぎの宿」ホームページ
<https://www.kourituyasuragi.jp/>

和歌山支部の概要、よくある質問、共済わかやま、退職サポートブック等

事務担当者専用ページ
ログイン方法
 令和6年5月1日付け公共第522号で通知しています。

令和6年度 共済組合の主な年間スケジュール

2024年 4月	◆共済わかやま発行
7月	◆共済わかやま発行・ライフプランセミナー(和歌山会場:22日(月)・田辺会場:23日(火)) ●被扶養者継続認定資格確認調査
8月	●公費負担医療制度該当非該当調査(重度心身障害児(者)医療)(乳幼児(こども)医療費助成制度) ●共済制度事務担当者説明会(7月~8月頃実施予定)・実践型健康運動セミナー(和歌山会場:5日(月)・田辺会場:6日(火))
9月	●共済登録口座の変更希望調査
11月	●公費負担医療制度該当非該当調査(ひとり親家庭医療費助成制度)・組合員被扶養者の状況調査
12月	●年度末退職予定者に対する「個別相談会」
2025年 1月	◆共済わかやま発行
2月	●「医療費のお知らせ」送付

表紙
和歌山県立神島高等学校
 〒646-0023
 和歌山県田辺市文里2丁目33-12

昭和31年3月5日に和歌山県立田辺商業高等学校として発足、平成18年4月1日に神島高等学校に校名変更を行い、普通科及び経営科学科からなる全日制高校。「神島屋」は地域に関わることをコンセプトとし、生徒が主体的に企画内容を考え、商品開発やイベント、ビジネスプラン作成などに取り組んでいる。

